

健康づくり

医療

介護が必要な方へ

家族介護者支援

大田区

高齢者のためのサービスガイド

令和5年度版

見守り

防犯・防災

就労支援

社会参加



対・・・対象

費・・・費用（自己負担額）

問・・・問い合わせ先

住まい探し

住宅助成

対象者別サービス一覧表

○・・・サービスの対象となります。
△・・・サービスの対象となる場合があります。

サービス		ページ	65歳未満	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上	介護認定による対象者の制限	備考
医療	後期高齢者医療制度	5		△	△	○		65歳以上75歳未満は一定の障がいのある方
	高齢受給者証の交付	5			○			
	健康診査	5	△	△	△	○		詳細は5ページを参照ください。
健康づくり	はねびょん健康ポイント	6	○	○	○	○		※1
	プール個人利用料の減免	6		○	○	○		
	一般介護予防事業	7		○	○	○		
	いきいき高齢者入浴事業	7			○	○		
	はり・きゅう・マッサージ 指圧施術割引券	7			△	△		保険料に未納がない方
	大田区もの忘れ検診	7			△	△		年度内に70歳、75歳に到達する方
介護が必要な方へ	ねたきり高齢者訪問歯科支援	8		△	△	△		
	家族介護者支援 ホームヘルプサービス	8	△	△	△	△	有	要介護4・5かつ在宅で家族介護を受けている方
	補聴器購入費助成	8			△	△		住民税非課税世帯、耳鼻咽喉科医師の証明が必要
	紙おむつ等の支給	8	△	△	△	△	有	要支援1・2の方は、対象外 要介護1・2の方は、医師の証明が必要
	出張理髪・美容	9		△	△	△	有	要介護3相当以上かつ寝たきり状態の方
	寝台自動車料金の助成	9		△	△	△	有	要介護3相当以上かつ寝たきり状態の方
	健康回復事業 (はり・きゅう・マッサージ)	9		△	△	△	有	要介護3相当以上かつ寝たきり状態の方
	在宅高齢者等訪問相談	9	△	△	△	△		家族介護者も対象
	【コラム】高齢者ほっとテレフォン	9	△	○	○	○		
	地域福祉権利擁護事業	10	△	△	△	△		
	成年後見制度のご案内	10	○	○	○	○		
	車いすの貸出	10	○	○	○	○		
	車いすステーション事業	10	○	○	○	○		
	介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型・訪問型サービス)	11	△	○	○	○	有	65歳未満は要支援1・2の第2号被保険者
認知症に関する相談・支援	11		○	○	○			
若年性認知症に関する相談・支援	11	○						
介護者情報誌「ゆうゆう」	11	○	○	○	○			

※1 18歳以上の区内在住・在勤者が対象で、ご本人の状況に応じて楽しんでいただけます。

サービス		ページ	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75歳以上	介護認定による対象者の制限	備考
見守り	見守りキーホルダー登録	12		○	○	○		
	ひとり暮らし高齢者登録	12		△	△	△		
	ほほえみ訪問事業	12		○	○	○		
	【コラム】今から始める自分らしい老いじたく	12						
	高齢者救急代理通報システム	13		△	△	△		慢性疾患のある方
	緊急通報サービス紹介事業	13		○	○	○		
	あんしん居住制度	13	○	○	○	○		
暮らしのサポート	ごみの戸別訪問収集	14	△	△	△	△	有	該当する者のみで構成される世帯
	粗大ごみの運び出し収集	14	△	△	△	△		該当する者のみで構成される世帯
	自動通話録音機の貸与	14		○	○	○		
	助っ人サービス	14	○	○	○	○		
防災	感震ブレーカー支給取付事業	15		○	○	○	有	
	家具転倒防止器具の支給・取付	15		○	○	○	有	
	避難行動要支援者名簿	15		△	△	△	有	
就労支援・社会参加	高齢者等就労・社会参加支援事業	16	△	○	○	○		おおむね55歳以上
	シルバー人材センター	16	△	○	○	○		60歳以上
	東京都シルバーパス	16			○	○		
	郵便等投票（郵便等による不在者投票）	16	△	△	△	△	有	要介護5の方 特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方
	老人いこいの家	17	○	○	○	○		60歳以上の方
	シニアクラブ	17	○	○	○	○		おおむね60歳以上の方
	シニアステーション	17	○	○	○	○		60歳以上の方。糶谷のみ、概ね55歳以上の方を対象とした社会参加支援事業を実施。
介護施設・住宅	特別養護老人ホーム	18		△	△	△	有	常時介護が必要な方
	養護老人ホーム	18		△	△	△		
	軽費老人ホーム（B型）	18	△	△	△	△		
	都市型軽費老人ホーム	19	△	△	△	△		
	有料老人ホーム	19	△	△	△	△	有	各施設により異なる
	シルバーピア（高齢者住宅）	19		△	△	△		申込要件あり
	高齢者アパート	19		△	△	△		申込要件あり
	住宅確保支援事業	20	△	△	△	△		※2
	生活支援付すまい確保事業	20		△	△	△		※2
	サービス付き高齢者向け住宅	20	△	△	△	△		
	住宅リフォーム助成	21	△	△	△	△		
	高齢者住宅改修費の助成	21		△	△	△	有	要支援1以上でかつ改修が必要と認められた方
	転居一時金助成	21	△	△	△	△		※2
地域包括支援センター一覧	22		○	○	○			

※2 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上と60歳以上の方のみで構成される世帯。他、所得制限等要件あり。

各ページの見方

事業名

対象者

費用
(自己負担額)

問合せ先

高齢受給者証の交付

それぞれの医療保険で高齢受給者証を発行します。加入している医療保険で引き続き医療を受けます。

対 70～74 歳の方

費 医療費の自己負担割合・給付内容は、国民健康保険の方は国保年金課へ、国民健康保険以外の方は加入している各保険者へお問い合わせください。

問 資格・自己負担割合については
国保年金課国保資格係 5744-1210

給付については
国保年金課国保給付係 5744-1211

高齢受給者証の交付



スマートフォンの
カメラを向けると、
ホームページに
アクセスできます！



医療

医療機関で受診する時は、後期高齢者医療制度に加入している方は被保険者証を、70～74歳の方は健康保険証と高齢受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。

後期高齢者医療制度

① 「被保険者証」を交付します。医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、所得により1割・2割・3割があります。

対 75歳以上の方と65歳以上の方で一定の障がいのある方

費 医療費の1割。ただし、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。



② 住民税非課税世帯の方は、申請により「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。診療の際に医療機関等の窓口の後期高齢者医療被保険者証に添えて、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、窓口での負担が軽減されます。また入院された時は、食事代が減額されます。

現役並み所得者（3割）のうち、所得区分が現役Ⅰ・Ⅱに該当する方は、申請により「後期高齢者医療限度額適用認定証」を交付します。診療の際に医療機関等の窓口の後期高齢者医療被保険者証に添えて、「後期高齢者医療限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での負担が軽減されます。

問 ①については国保年金課 後期高齢者医療資格担当 ☎5744-1608

②については国保年金課 後期高齢者医療給付担当 ☎5744-1254

後期高齢者医療制度



高齢受給者証の交付

それぞれの医療保険で高齢受給者証を発行します。加入している医療保険で引き続き医療を受けます。

対 70～74歳の方

費 医療費の自己負担割合・給付内容は、国民健康保険の方は国保年金課へ、国民健康保険以外の方は加入している各保険者へお問い合わせください。

問 資格・自己負担割合については
国保年金課国保資格係 5744-1210

給付については
国保年金課国保給付係 5744-1211

高齢受給者証の交付



健康診査

生活習慣病の早期発見と健康維持のための健康診査を行います。

●特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの大田区国民健康保険に加入中の方

●長寿健康診査

大田区後期高齢者医療制度に加入中の方

●大田区健康診査

40歳以上の生活保護等を受給中の方

※社会保険に加入の方は、加入している保険またはお勤め先の担当者へおたずねください。

問 健康づくり課
(検診事業担当)
5744-1265

健康診査



健康づくり

はねびょん健康ポイント

ウォーキングや毎日の健康活動、スポーツ教室・イベントへの参加、健康診断、がん検診の受診などに取り組むとポイントがもらえます。

スマートフォンアプリ「はねびょん健康ポイント」のダウンロード、または専用台紙で参加できます。

もらったポイントをためて抽選で景品と交換できます。楽しみながら健康づくりに取り組めますので、ふるってご参加ください！

●専用台紙配布場所

健康づくり課、各地域健康課、各特別出張所、区内図書館、大森スポーツセンター、大田区観光情報センター（京急蒲田）など

対 区内在住・在勤の18歳以上の方

問 健康づくり課
(はねびょん健康ポイント担当)

はねびょん健康ポイント



プール個人利用料の減免

プールを活用しやすくすることで、高齢者の健康増進・介護予防を目的としています。区内在住の65歳以上の方は、プールの利用料が2回に1回無料(2回目)になります。(公園プールは9月～6月までの温水期、矢口区民センター温水プールは通年)公園プールと矢口区民センター温水プールで取扱いが異なりますので、ご注意ください。

【対象施設】

平和島公園プール	3764-8424
東調布公園プール	3728-7651
萩中公園プール	3741-2155
矢口区民センター温水プール	3758-2941

対 区内在住の65歳以上の方

問 上記対象施設

公園プール利用料の減免



一般介護予防事業

高齢者の心身の健康を維持するために、「公園体操」「認知症予防体操」「ポールウォーク」等、様々な教室を行います。日程・応募方法は区報でお知らせします。

対 区内在住の65歳以上で、医師から運動制限を受けていない方

問 高齢福祉課 5744-1624



一般介護予防事業



はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券

はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券3枚を配布します。

申込期間は7月1日～31日です。

対 次のいずれかに該当し、保険料に未納がない方

- ① 大田区国民健康保険に加入している70歳～74歳の方
- ② 後期高齢者医療制度に加入している方

費 自己負担 1回 1,000円

問 ①については
国保年金課 国保保健事業担当
5744-1393

②については
国保年金課 後期高齢者医療給付担当
5744-1254



はり・きゅう・マッサージ
指圧施術割引券



いきいき高齢者入浴事業

公衆浴場を割引で利用できる入浴証を発行します。

対 区内に住民登録があり、現に居住している満70歳以上の方

費 自己負担1回200円で36回、
無料で年間1回

問 高齢福祉課 5744-1252



いきいき高齢者入浴事業



大田区もの忘れ検診

認知症の早期発見・早期対応を推進する事業です。対象者には受診券、チェックリスト等のご案内を6月下旬に送付します。

対 区内に住民票があり、年度内に70歳、75歳に到達する方

費 無料

問 高齢福祉課 5744-1268

大田区もの忘れ検診



介護が必要な方へ

ねたきり高齢者訪問歯科支援

事前に歯科衛生士が口腔の状態などを確認し、その後歯科医師が訪問して、歯や入れ歯などの心配ごとや食べる機能（飲み込みにくい、むせるなど）についての診査や相談に応じます。

- 対 在宅でねたきり、またはこれに準じる状態にあるおおむね65歳以上の方で、歯科医療機関への通院が困難な方
- 費 無料（診査の結果、治療を受ける場合は、健康保険等の自己負担あり）
- 問 各地域包括支援センター（22ページ参照）



ねたきり高齢者訪問歯科支援



高齢者補聴器購入費助成事業

補聴器購入費の範囲で20,000円を限度に助成します。事前の相談が必要です。

- 対 住民税非課税世帯の70歳以上で、耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認めた方。聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は除く
- 問 各地域包括支援センター（22ページ参照）



補聴器購入費助成



家族介護者支援ホームヘルプサービス

在宅で介護している家族をサポートするために、身体介護や生活援助のためのヘルパーを派遣します（通常、介護保険では認められないサービスも一部利用できます）。利用時間は午前8時から午後8時までで、1回につき1時間単位で年間24時間まで利用できます。

- 対 区内に住所を有し、かつ現に居住し、要介護4・5の認定を受けている方で、家族により居宅で介護を受けている方
- 費 費用の1割。生活保護等受給中の方は無料
- 問 65歳以上の方 各地域包括支援センター
40～64歳の方 各地域福祉課
(22ページ参照)

ホームヘルプサービス



紙おむつ等の支給

紙おむつを支給します。区が支給する紙おむつを使用することができない病院に入院している方に限り、月4,500円を限度に費用の一部を助成します。

- 対 区内に住所を有し、かつ現に居住し、要介護3～5と認定され、失禁のため紙おむつを必要とする方。（要介護1・2と認定され、傷病により医師が紙おむつを必要と認めた方、また、要介護認定を受けていないが、65歳以上で病院に入院しており、要介護状態で医師が紙おむつを必要と認めた方も含む）ただし、生活保護を受けている方、中国残留邦人等支援助給者、介護保険施設に入所している方、障害者総合支援法の日常生活用具の紙おむつ給付等を受けられる方は除く。
- 問 65歳以上の方 各地域包括支援センター
40～64歳の方 各地域福祉課
(22ページ参照)

出張理髪・美容事業

理・美容師がご自宅に伺い、理・美容を行います。利用券を年4枚（ただし、10月以降に申請された方は年2枚）を支給します。

対 区内在住 65 歳以上の方で、要介護3相当以上かつ常時ねたきり、またはこれに準ずる状態で、理・美容店に行くことが困難な方

費 無料

問 各地域包括支援センター
(22 ページ参照)

出張理髪・美容



健康回復事業

(はり・きゅう・マッサージ)

施術師がご自宅又は治療院で、はり・きゅう・マッサージを行います。利用券を年4枚（ただし、10月以降に申請された方は年2枚）を支給します。

対 区内在住 65 歳以上の方で、要介護3相当以上かつ常時ねたきり、またはこれに準ずる状態の方、及びその方を在宅で介護している家族

費 無料

問 各地域包括支援センター
(22 ページ参照)

健康回復事業



寝台自動車料金の助成

ショートステイの利用、入退院、転院、通院などで寝台自動車を利用する時に利用料金の一部を助成します。5,000 円の補助券を年6枚（ただし、10月以降に申請された方は年3枚）支給します。

対 区内在住 65 歳以上の方で、要介護3相当以上かつ常時ねたきり、またはこれに準ずる状態であり、寝台車以外に移動の手段をもたない方

(車いすでのご利用はできません。)

費 助成額 (5,000 円) を超えた部分

問 各地域包括支援センター
(22 ページ参照)

寝台自動車利用料金の助成



在宅高齢者等訪問相談

閉じこもりや転倒の予防などに向けた指導や在宅での栄養・運動・口腔に関する相談に応じます。

対 在宅で心身が虚弱状態にある方及びその方を在宅で介護している家族

問 各地域福祉課
(22 ページ参照)

在宅高齢者等訪問相談



コラム

高齢者ほっとテレフォン (夜間・休日専用)

区役所が閉庁している時間帯に、高齢者の介護や福祉に関する相談を、看護師など保健福祉の資格を持つ相談員が電話でお受けします。

対 区内在住のおおむね 65 歳以上の方とその家族・関係者

問 電話相談専用 3773-3124

受付時間

月～金曜は午後 5 時～翌日午前 8 時 30 分

土・日曜、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) は 24 時間



高齢者ほっとテレフォン



地域福祉権利擁護事業

福祉サービス等の利用に関する相談・助言や手続き・支払い等をお手伝いします。

対 軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどはあるが、このサービスの契約内容を理解できる方

費 月額基本料 1,000 円、
援助活動 1 回 1 時間まで 1,000 円

問 大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター

地域福祉権利擁護事業



成年後見制度のご案内

成年後見制度についての説明、申立て手続きの案内や利用にあたってのご相談に応じます。

対 成年後見制度の申立てをお考えの区民等

費 無料

問 大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター
3736-2022

成年後見制度



車いすの貸出

貸出期間は、2か月までです。借りる方の住所等が確認できるもの（運転免許証、保険証など）をご持参ください。

対 区内に在住の方で、障がいの有無、年齢にかかわらず、短期間又は緊急に車いすを必要とする方

費 無料 ※配送、回収は貸出の申請をされた方が行ってください。

問 大田区社会福祉協議会 3736-5555

車いすの貸出



車いすステーション事業

地域での車いすの貸出事業です。貸出期間は、1か月までです。借りる方の住所等が確認できるもの（運転免許証、保険証など）をご持参ください。

対 区内に在住の方で、障がいの有無、年齢にかかわらず、短期間又は緊急に車いすを必要とする方

費 無料 ※配送、回収は貸出の申請をされた方が行ってください。

問 大田区社会福祉協議会 3736-5555

車いすステーション事業



認知症に関する相談・支援

認知症に関連するご相談は地域包括支援センターでお受けしています。その他の情報は、『大田区認知症サポートガイド』をご覧ください。ホームページにも掲載しています。

特別出張所、地域福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センター等で配布しています。

問 各地域包括支援センター
(22 ページ参照)

大田区認知症サポートガイド



若年性認知症に関する相談・支援

65 歳になる前に発症した認知症を「若年性認知症」と言います。

若年性認知症専門の相談窓口では、専門の相談員が、本人や家族、関係機関からの相談をお受けしています。

問 大田区若年性認知症支援相談窓口
6459-8591

若年性認知症について



介護者情報誌「ゆうゆう」

在宅で介護している家族向けに、季節や体調に合わせたアドバイス、介護者向け講座の情報や家族介護者交流会の紹介などを掲載した情報誌を年4回発行しています。

特別出張所、地域福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センター等で配布しています。

問 高齢福祉課 5744-1250

家族介護者情報誌ゆうゆう



介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型・訪問型サービス)

【通所型サービス】

- はつらつ体カアップサポート
(機能訓練特化)

体カアップを目指したサポートを行います。

- いきいき生活機能アップサポート
(生活機能向上)

仲間と一緒に心と体の元気をアップするサポートを行います。

【訪問型サービス】

- 生活カアップサポート

ホームヘルパーとともに生活力の向上を目指します。

- 絆サポート

地域のボランティアが自立した生活をサポートします。

- 元気アップリハ(訪問型短期機能訓練)

機能訓練指導員がご自宅を訪問して機能訓練を行います。

- 対
- ①要支援1・2の認定を受けた方
 - ②基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

問 各地域包括支援センター
(22 ページ参照)

通所型・訪問型サービス



見守り

見守りキーホルダー登録

緊急連絡先や医療情報等を区に登録いただくと、登録番号が入ったキーホルダーの他、希望する方にはシールタイプもお渡しします。

キーホルダーを常に身に付けておくことで、緊急時の医療機関や警察等からの照会に24時間体制で迅速に対応できます。毎年、誕生月に情報の更新をしていただきます。

対 65歳以上の方

費 無料

問 各地域包括支援センター
(22 ページ参照)

見守りキーホルダー登録



ほほえみ訪問事業

登録制による無料の見守りサービスです。地域の絆サポーターが、ひと月に2回程度訪問します。玄関先でのあいさつや会話を通して、安否の確認や地域の情報提供をします。

対 65歳以上の高齢者、又は心身に障がいのある方

※この訪問は、ご本人の了承を得て行います。絆サポーターはお部屋の中へはあがりません。

費 無料

問 大田区社会福祉協議会 5703-8230

ほほえみ訪問事業



ひとり暮らし高齢者登録

民生委員による普段の見守りのために、緊急連絡先を登録します。

対 65歳以上のひとり暮らしの方で同一敷地内又は隣地に三親等以内の血族または配偶者が居住していない方

※登録者のうち70歳以上の方に、区内の福祉理美容店で使える「ふれあい理美容補助券」を年2枚支給します。普通調髪の場合の自己負担額は1,000円です。

費 無料

問 各地域包括支援センター
(22 ページ参照)

ひとり暮らし高齢者登録



コラム

今から始める自分らしい老いじたく

「人生100年時代」とも言われる今日。生涯を安心していきいきと暮らせるよう、区では老いじたくを推進しています。元気なうちから必要な備えをして、これからの人生を前向きに考えてみましょう。

問 大田区社会福祉協議会
おた成年後見センター
3736-2022

自分らしい老いじたく



第1弾(概要版)



第2弾(詳細版)

高齢者救急代理通報システム

家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、ペンダントの通報ボタンを押すと区の受託事業者の受信センターに自動通報されます。

火災監視については選択できますのでご相談ください。

対 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が住民税非課税であり、慢性疾患があるなど日常生活で常時注意を要する方

問 各地域包括支援センター
(22 ページ参照)

高齢者救急代理通報システム



緊急通報サービス紹介事業

緊急通報サービス事業（ご自宅内での急病などの緊急時に専用発信機を押すと、受信センターに繋がり対応するサービス）を実施している業者を紹介します。

※サービス内容の詳細及び費用は各業者により異なります。

対 原則 65 歳以上の方、又は心身に障がいのある方

費 月額 2,750 円（税込）～

問 大田区社会福祉協議会
5703-8230

緊急通報サービス紹介



あんしん居住制度（休止中。令和5年7月より料金改定等を行い再開予定です。）

【A. 見守りサービス】（1年更新）

緊急通報装置と生活リズムセンサー、携帯用ペンダントによりお住まいでの安否の確認や緊急時の対応サービスを行います。

【B. 葬儀の実施】（5年更新）

お亡くなりになった場合に死亡診断書を受け取り、ご遺体をお預かりして直葬します。

【C. 残存家財の片付け】（5年更新）

お亡くなりになった後に、住宅内に残された家財（貴重品以外）の片付けを行います。

対 東京都にお住まい、あるいはこれからお住まいになる方

費 利用するサービスにより異なります。詳細はお問い合わせください。

問 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 5989-1784

あんしん居住制度



暮らしのサポート

ごみの戸別訪問収集

ご自宅に伺いごみの収集をします。

対 次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難であり、他の者の協力を得ることができない世帯

- ①要介護2以上に認定されている方
- ②身体障害者障害程度1級及び2級認定されている方
- ③その他、区長が認める方

※事前に審査があります。

問 大森清掃事務所 ☎3774-3811

蒲田清掃事務所 ☎6459-8201

(調布地区)

蒲田清掃事務所 ☎6451-9535

(蒲田地区)

ごみの戸別訪問収集



自動通話録音機の貸与

特殊詐欺被害防止のため、自動通話録音機を無料で貸し出しています。家庭の固定電話に接続して使います。

犯人は自分の声を残したくありません。着信音がする前に「通話内容を録音します」と警告アナウンスが流れることで、犯人を撃退する効果があります。

対 区内在住の65歳以上の方

問 防災危機管理課 5744-1634



自動通話録音機の貸与



粗大ごみの運び出し収集

粗大ごみの運び出しと収集をします。

対 次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない場合。

① 65歳以上の高齢者

② 障がいのある方

※事前に下見をします。

費 運び出しは無料ですが、粗大ごみ処理手数料は有料です。

問 大森清掃事務所 ☎3774-3811

蒲田清掃事務所 ☎6459-8201

(調布地区)

蒲田清掃事務所 ☎6451-9535

(蒲田地区)

粗大ごみの運び出し収集



助っ人サービス

地域の絆サポーターが、電球の交換や季節家電の出し入れ等のちょっとした困りごとを、単発でサポートするものです。

対 ご家庭にサポートできる方がいないため、単発でサポートが必要な方

費 300円(20分以内)

問 大田区社会福祉協議会
5703-8230

助っ人サービス



防災

感震ブレーカー支給取付事業

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知すると、自動でブレーカーを落とし電気の供給を止めるもので、通電火災を防止する有効な手段です。区の業者が対象となる方のご家庭に伺い、感震ブレーカー（簡易タイプ）の取付を行います。

対 次のいずれかに該当する世帯で、住民税非課税または住民税課税所得金額 80 万円以下の世帯であること

- ① 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～3 度の認定を受けた方がいる世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯
- ④ 要介護 3～5 の認定を受けた方がいる世帯

費 無料

問 防災危機管理課
5744-1235

感震ブレーカー支給取付事業



家具転倒防止器具の支給・取付

区の業者が対象となる方のご家庭に伺い、家具転倒防止器具の取付を行います。

対 次のいずれかに該当する世帯で、住民税非課税または住民税課税所得金額 80 万円以下の世帯であること

- ① 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～3 度の認定を受けた方がいる世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯
- ④ 要介護 3～5 の認定を受けた方がいる世帯

費 住民税非課税世帯にはタンス 2 棹まで、住民税課税所得金額が 80 万円以下の世帯にはタンス 1 棹まで無料

問 防災危機管理課
5744-1235

家具転倒防止器具の支給



避難行動要支援者名簿

災害時に自力で避難することが困難な方を対象に登録を勧めています。この名簿は、災害時の安否確認や日頃からの地域の支え合いのしくみづくりに役立ちます。

対 次のいずれかに該当する在宅の方

- ① 65 歳以上で要介護 3～5 の認定を受けた方
 - ② その他、災害時の避難行動に支援が必要な方
- ※施設等入所者は対象外です。

問 高齢福祉課 5744-1430

避難行動要支援者名簿



就労支援・社会参加

高齢者等就労・社会参加支援事業

就労から地域活動まで、高齢者等の方のさまざまな社会参加を支援します。就労を希望する方には、無料で職業紹介を行います。

- 対 おおむね 55 歳以上の方
- 問 大田区いきいきしごとステーション
(大田区社会福祉協議会内)
5713-3600

いきいきしごとステーション



シルバー人材センター

社会参加意欲がある高齢者に対し、就業（臨時的かつ短期又はその他軽易な業務）や社会奉仕活動の機会を提供している会員組織です。

- 対 60 歳以上の方
- 費 年会費 2,000 円
- 問 大田区シルバー人材センター
3739-6666

シルバー人材センター



東京都シルバーパス

都営交通及び都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」は、バス営業所又は都営地下鉄定期券発売所などの発行窓口で購入できます。

- 対 70 歳以上の方
- 費 住民税の課税状況により購入額が異なります
- 問 一般財団法人東京バス協会
5308-6950

シルバーパス



郵便等投票（郵便等による不在者投票）

要介護 5 の認定を受けている方や、特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、投票所に行くことが困難な方が、自宅などで投票できる制度です。この制度を利用するには、郵便等投票証明書の交付を受けることが必要です。

- 対 要介護 5 の認定を受け自書できる方
特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方
※詳細はお問い合わせください。
- 問 選挙管理委員会事務局
5744-1464

郵便等投票



老人いこいの家

高齢者に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的にした施設です。

元気アップ教室の他、毎日体操やマッサージ、敬老行事なども行い、夜間は区内在住・在勤の方にも、集会用の施設として有料で開放しています。

対 60歳以上の方

問 高齢福祉課 5744-1252



老人いこいの家



シニアクラブ

地域ごとに社会奉仕、健康増進、生きがいを高めるための活動を行っています。

対 おおむね60歳以上の方

費 各クラブの会費

問 高齢福祉課 5744-1252



シニアクラブ



シニアステーション

元気維持・介護予防の機能と、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能との強固な連携により、高齢者の元気維持や介護予防、社会参加から最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供する事業です。

馬込地区、嶺町地区、田園調布地区、蒲田西地区、糎谷地区、羽田地区の6地区で実施しています。シニアステーション糎谷では、概ね55歳以上の方（プレシニア）を対象とした社会参加支援事業も行っています。

問 各シニアステーション

シニアステーション



《シニアステーション一覧》

- シニアステーション馬込
5709-8011
- シニアステーション南馬込
6429-7651
- シニアステーション東嶺町
3753-3008
- シニアステーション田園調布
6715-6900
- シニアステーション田園調布西
3721-8066
- シニアステーション新蒲田
6715-9731
- シニアステーション糎谷
6423-7033
- シニアステーション羽田
3745-7855

介護施設・住宅

特別養護老人ホーム

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や機能訓練、健康管理を受けることができます。

入所希望者や介護者の状況などを考慮し、必要性の高い方から優先的に入所する優先度評価に基づき入所を決定しています。優先度評価は、年2回、9月（申込期間：3月1日～8月31日）と3月（申込期間：9月1日～翌年の2月28日）に実施します。

対 区内に住所を有する要介護3～5の認定を受けた方（ただし、要介護1・2の認定を受けた方でもやむを得ない事情により入所が認められる場合があります。）で、常に介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難な方。かつ、特別養護老人ホームに入所していない方。

費 居住費、食費、施設サービス費及びその他の日用品費等

施設や介護度によって費用が異なります。（詳細については、お問い合わせください。）

※特別養護老人ホーム以外の介護保険施設については、『みんなの介護保険』をご覧ください。

問 介護保険課（介護サービス）
5744-1258

特別養護老人ホーム



みんなの介護保険



養護老人ホーム

居宅での生活に支障があり、かつ必要な養護を受けることが困難な方に入所してもらい養護する施設です。

対 原則として65歳以上で、身の回りのことは自分でできるが、環境及び経済上の理由で居宅において生活することが困難な方

費 利用者及び扶養義務者の収入に応じた負担

問 各地域包括支援センター
(22ページ参照)



養護老人ホーム



軽費老人ホーム（B型）

健康で自立可能な高齢者の自主性を尊重した施設です。入所希望者の住宅の状況や経済状況などを考慮し、必要性の高い方から優先的に入所する優先度評価に基づき入所を決定しています。優先度評価は年2回、1月と7月に実施します。

対 60歳以上で区内に住所を有する方で、独立して日常生活を営み自炊可能だが、家庭環境や住宅等の理由により、居宅において生活することが困難な方

費 利用者の収入に応じた負担

問 介護保険課（介護サービス）
5744-1258

軽費老人ホームB型



都市型軽費老人ホーム

所得が低い高齢者でも入居できる、都市部を対象とした定員 20 人以下の小規模な軽費老人ホームです。施設による介護サービスの提供はありませんが、職員が常駐し、食事その他日常生活に必要なサービスを提供します。

対 60 歳以上で、おおむね 1 年以上区内に住所を有する方。現在の住まいでは身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが不安と認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な方。

費 月額約 12 万円～ 所得により料金が変わります。

問 介護保険課（介護サービス）
5744-1258

都市型軽費老人ホーム



有料老人ホーム

食事や日常生活上のサービスを提供する高齢者のための施設です。介護保険の「特定施設入居者生活介護」サービスを利用できる施設もあります。

対 おおむね 60 歳以上の方。「自立可能な方」と「介護が必要な方」、そのどちらの方も対象としたホームがあります。

費 入居時及び月々の費用は、ホームによって異なります。

問 (公社) 全国有料老人ホーム協会
3548-1077
月～金 10 時～17 時
(土・日・祝日・年末年始除く)

全国有料老人ホーム協会



シルバーピア（高齢者住宅）

緊急時の対応や日常生活の相談にも応じられるよう生活協力員が居住又は派遣されている共同住宅を提供します。（年 1 回の募集）

対 区内に引き続き 3 年以上お住まいの 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの二世帯（60 歳以上の二親等内の親族又は配偶者と世帯を構成し、その期間が 1 年以上経過していること）で、住宅に困っていて収入及び所得が基準内である方

費 収入及び所得に応じた使用料

問 高齢者住宅管理窓口 5744-1346

シルバーピア



高齢者アパート

民間から借り上げたアパートを提供します。

対 区内に引き続き 3 年以上お住まいの 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの二世帯（60 歳以上の二親等内の親族又は配偶者と世帯を構成し、その期間が 1 年以上経過していること）で、住宅に困っている独立して健康的な日常生活を営むことができる方

費 収入に応じた使用料

問 高齢者住宅管理窓口 5744-1346

高齢者アパート



住宅確保支援事業

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している対象世帯に対して、住宅探しを支援します。

- ① 協力不動産店リストの提供
- ② 賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成
- ③ 保証会社利用時に真に緊急連絡先がない場合、緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ④ 緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ⑤ 入居者死亡保険加入費（残存家財（遺品）整理等を補償内容に含むもの）の一部助成

対 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯
⑤については65歳以上の単身者又は65歳以上の単身者を新規に入居させた賃貸人及び管理会社に限り
(②から⑤の助成については、所得制限等の要件あり。)

問 住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
5744-1343

住宅確保支援事業



生活支援付すまい確保事業

住宅確保支援事業で民間賃貸住宅の入居契約ができなかった高齢者に対して、すまいの確保と入居後の安心を支援します。

- ① 物件探しのお手伝い
- ② 入居後の安否確認
- ③ 家主等からの相談対応

対 区内に引き続き1年以上居住している65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯

※住宅確保支援事業において、入居契約ができなかった方

問 高齢福祉課 5744-1449

生活支援付すまい確保事業



サービス付き高齢者向け住宅

安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。各施設に直接申し込みをします。

対 単身高齢者世帯等

問 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

サービス付き高齢者向け住宅



住宅リフォーム助成

区内に主たる事業所（本社）がある中小業者にリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。工事開始前に、事前申込（仮申請）の手続きが必要です。

- 対 1 区が定めるバリアフリー化、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化、新しい生活様式（在宅勤務スペースへの改修など）への対応工事に該当する助成対象工事
- 2 吹付アスベスト除去工事
- 3 総工事費用が10万円以上（税抜）の工事※新しい生活様式への対応工事は5万円以上（税抜）
- 4 令和5年1月1日時点から工事対象住宅に継続して居住する区民
- 5 原則として工事を行う個人住宅の所有者
- 6 特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- 7 区の他の助成制度・保険給付制度を利用した場合でも、自己負担額が発生すること。
- 8 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。但し、新しい生活様式への対応工事は過去にそれ以外の工事での交付を受けていても1回限り申請可。

費 原則として次のいずれか低い額に助成率10%を乗じた金額を助成（上限額は工事により異なる）

- 1 助成対象工事の標準工事費を合算した額
- 2 総工事費用（対象工事以外の費用を含めた工事費用（税抜））

※新しい生活様式のへの対応工事は、対象工事費（税抜）に20%を乗じた金額を助成（上限額10万円）

問 住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
5744-1343

住宅リフォーム助成



高齢者住宅改修費の助成

在宅生活を続けるための住宅改修費を助成します。改修の種類は、浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化で、改修の種類ごとに助成対象限度額があります。

対 要支援又は要介護と認定された65歳以上の高齢者で、在宅を続けるために住宅の改修が必要と認められる方

費 介護保険の負担割合に準じ、1割・2割又は3割。

※内容、時期によって対象とならない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

問 各地域包括支援センター
（22ページ参照）

高齢者住宅改修費の助成



転居一時金助成

区内の民間賃貸住宅に3年以上（火災等により居住できない場合を除く）居住する対象世帯に対して、以下の場合に転居費用（礼金、権利金及び仲介手数料）の一部を助成します（事前申請、所得制限あり）。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合を除きます。

- ① 現住居の取壊しや家主の都合による契約更新拒否で、立退きを要求されている。
- ② 現住居の築年数がおおむね30年以上経過しており、かつ専用トイレ又は専用台所がない等の住居に居住している。
- ③ 現住居が火災等の非常事態のため、居住することが困難であると認められる。
- ④ 高齢者世帯のうち、主たる生計維持者の死亡により世帯の所得が著しく減少した場合、現住居より低額な家賃の民間賃貸住宅へ1年以内に転居する単身高齢者。

対 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯

問 住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
5744-1343

転居一時金助成



大森	☎03-5753-6331 Fax 03-5753-6332	大森西2-16-2 区民活動支援施設大森[こらぼ大森]内
平和島	☎03-5767-1875 Fax 03-5767-1876	大森東1-31-3-105 大森東地域センター内
入新井	☎03-3762-4689 Fax 03-3762-7465	大森北3-24-27 入新井老人いきいの家内
馬込	☎03-5709-8011 Fax 03-5709-8014	中馬込1-19-1-101
南馬込	☎03-6429-7651 Fax 03-6429-7652	南馬込3-13-12
徳持	☎03-5748-7202 Fax 03-5748-7232	池上7-10-5
新井宿 (大森医師会)	☎03-3772-2415 Fax 03-3772-2472	中央1-21-6 新井宿特別出張所2階

嶺町	☎03-5483-7477 Fax 03-5483-7488	田園調布本町7-1 嶺町特別出張所2階
田園調布	☎03-3721-1572 Fax 03-5755-5707	田園調布1-30-1 田園調布特別出張所2階
たまがわ	☎03-5732-1026 Fax 03-5732-1027	下丸子4-23-1 特別養護老人ホームたまがわ内
久が原	☎03-5700-5861 Fax 03-5700-5841	仲池上2-24-8 特別養護老人ホーム池上となり
上池台	☎03-3748-6138 Fax 03-3748-6139	上池台5-7-1 特別養護老人ホーム好日苑内
千束 (田園調布医師会)	☎03-3728-6673 Fax 03-3728-6735	石川町2-7-1 田園調布医師会館3階 ※令和5年度中移転予定

大森地域福祉課	大森西1-12-1 大森地域庁舎
・高齢者地域支援担当	☎03-5764-0658 Fax 03-5764-0659

調布地域福祉課	雪谷大塚町4-6 調布地域庁舎
・高齢者地域支援担当	☎03-3726-6031 Fax 03-3726-5070

お住いの地域	地域包括支援センター	地域福祉課	
い			
池上	1、2丁目	徳持 大森	
	3丁目1~11番	12番	久が原 調布
		13番1~5号	徳持 大森
		6~11号	久が原 調布
		12~19号	徳持 大森
		14~20番	久が原 調布
	21~41番	徳持 大森	
	4~8丁目	徳持 大森	
	石川町	1丁目	千束 調布
		2丁目1番	上池台
2番1~8号		千束 調布	
9~15号		上池台	
3番1~8号		千束 調布	
9~20号		上池台	
4~8番		千束 調布	
9番1、2号		上池台	
3~13号		千束 調布	
10~23番		上池台	
24~33番	千束 調布		
う			
鵜の木 全域(1~3丁目)	たまがわ 調布		
お			
大森北 全域(1~6丁目)	入新井 大森		
大森中	1丁目1~21番	平和島 大森	
	22番	大森東 大森	
	2丁目1~12番	平和島 大森	
	13~18番	大森東 大森	
	19~24番	平和島 大森	
	3丁目1~5番	平和島 大森	
大森西	6~8番	大森東 大森	
	9~36番	平和島 大森	
	全域(1~7丁目)	平和島 大森	
	大森東	平和島 大森	
大森本町	1~3丁目	大森東 大森	
	4、5丁目	大森東 大森	
大森南	1丁目1~8番	入新井 大森	
	9~11番	平和島 大森	
大森南	2丁目	平和島 大森	
	1丁目1、2番	糀谷 大森	
	3番1~5号	大森東 大森	
	6~8号	大森東 大森	
	4番1号	糀谷 大森	
	2号	糀谷 大森	
3~5号	大森東 大森		
6~13号	糀谷 大森		
5~11番	大森東 大森		

お住いの地域	地域包括支援センター	地域福祉課
大森南	1丁目12番	糀谷 大森東
	1~7号	糀谷 大森東
	8~15号	糀谷 大森東
	16~26号	糀谷 大森東
	13~16番	糀谷 大森東
	17番	糀谷 大森東
	1~6号	糀谷 大森東
	7~17号	糀谷 大森東
	18~28号	糀谷 大森東
	18番	糀谷 大森東
大森南	1~6号	糀谷 大森東
	7~14号	糀谷 大森東
	15~26号	糀谷 大森東
	19~24番	糀谷 大森東
	2丁目1~17番	大森東 大森東
	18、19番	糀谷 大森東
20~25番	大森東 大森東	
3~5丁目	大森東 大森東	
か		
蒲田	1~3丁目	蒲田 蒲田
	4丁目	蒲田東 蒲田
	5丁目	蒲田 蒲田
蒲田本町	全域(1、2丁目)	蒲田東 蒲田
上池台	1丁目1~17番	千束 調布
	18、19番	上池台 調布
	20番	千束 調布
	21~53番	上池台 調布
	2~5丁目	上池台 調布
き		
北糀谷 全域(1、2丁目)	糀谷 糀谷	糀谷
北千束 全域(1~3丁目)	千束 調布	調布
北馬込 全域(1、2丁目)	馬込 大森	大森
北嶺町	1番	上池台 調布
	1~7号	上池台 調布
	8~17号	嶺町 調布
	18~20号	上池台 調布
	2番	上池台 調布
	1~5号	嶺町 調布
	6~21号	嶺町 調布
	22、23号	上池台 調布
	3~20番	嶺町 調布
	21番	久が原 調布
1~5号	久が原 調布	
6~11号	嶺町 調布	
12、13号	久が原 調布	
22~26番	久が原 調布	
27~48番	嶺町 調布	
く		
久が原 全域(1~6丁目)	久が原 調布	調布
け		
京浜島 全域(1~3丁目)	入新井 大森	大森
さ		
山王 1、2丁目	入新井 大森	大森

お住いの地域	地域包括支援センター	地域福祉課
山王 3、4丁目	新井宿 大森	大森
し		
下丸子 全域(1~4丁目)	やぐち 蒲田	蒲田
城南島 全域(1~7丁目)	入新井 大森	大森
昭和島 全域(1、2丁目)	入新井 大森	大森
新蒲田 全域(1~3丁目)	新蒲田 蒲田	蒲田
た		
多摩川	1丁目1~7番	新蒲田 蒲田
	8~10番	西蒲田 蒲田
	11番1~8号	新蒲田 蒲田
	9~20号	西蒲田 蒲田
	12~14番	西蒲田 蒲田
	15~36番	新蒲田 蒲田
2丁目	新蒲田 蒲田	
ち		
千鳥	1丁目1番	たまがわ 調布
	1、2号	たまがわ 調布
	3~12号	久が原 調布
	13~30号	たまがわ 調布
	2番	久が原 調布
	1~13号	たまがわ 調布
	14~31号	たまがわ 調布
	32~38号	久が原 調布
	3~19番	たまがわ 調布
	20番	たまがわ 調布
	1~3号	たまがわ 調布
	4~6号	やぐち 蒲田
	7~10号	たまがわ 調布
	21番	やぐち 蒲田
	1~3号	たまがわ 調布
	4~12号	たまがわ 調布
	13~20号	やぐち 蒲田
	22番	たまがわ 調布
	23番	やぐち 蒲田
	1~4号	たまがわ 調布
5~16号	たまがわ 調布	
17~24号	やぐち 蒲田	
24~26番	たまがわ 調布	
2丁目1~5番	たまがわ 調布	
6番	やぐち 蒲田	
1~4号	やぐち 蒲田	
5~16号	たまがわ 調布	
17~24号	やぐち 蒲田	
7~26番	たまがわ 調布	
27番	やぐち 蒲田	
28~35番	たまがわ 調布	
36番	やぐち 蒲田	
37番	たまがわ 調布	
38~41番	やぐち 蒲田	
3丁目1、2番	やぐち 蒲田	
3番	たまがわ 調布	
1~3号	たまがわ 調布	
4~29号	やぐち 蒲田	
30~33号	たまがわ 調布	
4~6番	やぐち 蒲田	
7番	やぐち 蒲田	
1~6号	やぐち 蒲田	
7~10号	たまがわ 調布	
11~24号	やぐち 蒲田	
8~25番	やぐち 蒲田	
中央 1~4丁目	新井宿 大森	大森

地域福祉課(4カ所)
 ■高齢者の相談、若年性認知症の相談 等

高齢者の相談窓口→地域包括支援センター

令和5年9月1日現在

窓口開設時間

月～金曜日/午前9時～午後7時 土曜日/午前9時～午後5時（日曜日、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。）

六郷	☎03-5744-7770 Fax 03-5744-7780	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター2階
西六郷	☎03-6424-9711 Fax 03-6424-9661	西六郷3-1-7 プラウドシティ大田六郷1階
やぐち	☎03-5741-3388 Fax 03-3758-4411	矢口1-23-12 特別養護老人 ホームゴールデン鶴亀ホーム内
西蒲田	☎03-5480-2502 Fax 03-5480-2503	西蒲田7-49-2 社会福祉センター7階
新蒲田	☎03-6715-9731 Fax 03-6715-9732	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階
蒲田	☎03-5710-0951 Fax 03-5710-0953	蒲田2-8-8 特別養護老人ホーム蒲田内
蒲田東	☎03-5714-0888 Fax 03-5714-0880	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア1階

大森東	☎03-6423-8300 Fax 03-6423-8350	大森南4-9-1 大森東特別出張所2階
糺谷	☎03-3741-8861 Fax 03-3741-8867	西糺谷2-12-1 特別養護老人ホーム糺谷内
羽田	☎03-3745-7855 Fax 03-3745-7032	羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階

介護保険に係る問合せ

- 確定申請・主治医意見書について
 - ・介護保険課 認定担当 ☎ 03-5744-1669
- 認定調査・認定審査会について
 - ・大森地域福祉課 介護保険担当 ☎ 03-5764-0656
 - ・調布地域福祉課 介護保険担当 ☎ 03-3726-4136
- 認定調査全般について
 - ・介護保険課 認定調査担当 ☎ 03-5744-1452

蒲田地域福祉課 蒲田本町2-1-1 蒲田地域庁舎
・高齢者地域支援担当 **☎03-5713-1508** Fax 03-5713-1509

糺谷・羽田地域福祉課 東糺谷1-21-15 糺谷・羽田地域庁舎
・高齢者地域支援担当 **☎03-3741-6525** Fax 03-6423-8838

お住いの地域	地域包括支援センター	地域福祉課
中央5～8丁目	徳持	大森
田園調布全域（1～5丁目）	田園調布	
田園調布本町	全域	調布
田園調布南	全域	嶺町
と		
東海全域（1～6丁目）	入新井	大森
な		
仲池上	1丁目1～16番 上池台 17、18番 久が原 19～22番 上池台 23、24番 久が原 25～27番 上池台 28～31番 久が原 32番1～10号 久が原 11～19号 上池台 20～22号 久が原 33番1～7号 久が原 8～18号 上池台 2丁目1～16番 上池台 17～19番 久が原 20～28番 上池台 29、30番 久が原	調布
中馬込	全域（1～3丁目）	馬込 大森
仲六郷	全域（1～4丁目）	六郷 蒲田
ち		
西蒲田	全域（1～8丁目）	西蒲田 蒲田
西糺谷	1丁目1番 蒲田東 蒲田 2～11番 糺谷 糺・羽 12番1～5号 蒲田東 蒲田 6～15号 糺谷 糺・羽 16～26番 蒲田東 蒲田 13～20番 糺谷 糺・羽 21番1～4号 蒲田東 蒲田 5～18号 糺谷 糺・羽 19～28番 蒲田東 蒲田 22～30番 糺谷 糺・羽 31番1～6号 蒲田東 蒲田 7～14号 糺谷 糺・羽 15～18号 蒲田東 蒲田 2～4丁目 糺谷 糺・羽	蒲田
西馬込	全域（1、2丁目）	馬込 大森
西嶺町	全域	嶺町 調布
西六郷	全域（1～4丁目）	西六郷 蒲田
は		
萩中	全域（1～3丁目）	羽田 糺・羽
羽田	全域（1～6丁目）	羽田 糺・羽

お住いの地域	地域包括支援センター	地域福祉課
羽田旭町	全域	糺・羽
羽田空港	全域（1～3丁目）	羽田 糺・羽
ひ		
東蒲田	全域（1、2丁目）	蒲田 蒲田
東糺谷	全域（1～6丁目）	糺谷 糺・羽
東馬込	1丁目1～32番 馬込 大森 33～50番 南馬込	大森
東嶺町	全域	嶺町 調布
東矢口	1丁目 西蒲田 蒲田 2丁目1～17番 新蒲田 18～20番 新蒲田 3丁目	蒲田
東雪谷	1～4丁目 上池台 調布 5丁目1～10番 上池台 11番1～9号 久が原 10～13号 久が原 12～40番 上池台	調布
東六郷	1～3丁目	六郷 蒲田
あ		
平和島	全域（1～6丁目）	入新井 大森
平和の森公園	全域	平和島
ほ		
本羽田	全域（1～3丁目）	羽田 糺・羽
み		
南蒲田	1丁目 蒲田東 蒲田 2丁目1～22番 六郷 蒲田 23番 蒲田東 24～27番 六郷 28～30番 蒲田東 3丁目 蒲田東	蒲田
南久が原	全域（1、2丁目）	たまがわ
南千束	1丁目1～31番 千束 調布 32番1～8号 上池台 9～11号 千束 33番 千束 34番 上池台 2丁目1番 上池台 2番1～6号 千束 7～10号 上池台 3～27番 千束 28番1号 千束 2～9号 上池台 10～12号 千束 29～33番 上池台 3丁目1～30番 千束 31番1～6号 千束 7～14号 上池台 32～35番 上池台 36番1～6号 千束 7～14号 千束	調布

お住いの地域	地域包括支援セン	地域福祉課
南馬込	1丁目1～4番 馬込 大森 5番 南馬込 6、7番 馬込 8～60番 南馬込 2～5丁目 南馬込 6丁目1番8～19号（1～7号は欠号） 南馬込 20号 徳持 21～23号 南馬込 2～6番 南馬込 7番1～4号 徳持 5～10号 徳持 8番1、2号 南馬込 3～10号 徳持 11～13号 南馬込 9～14番 徳持 15、16番 南馬込 17～23番 徳持 24～29番 南馬込 30番1号 徳持 2～21号 南馬込 31～34番 徳持 35～38番 南馬込	大森
南雪谷	1丁目 上池台 2丁目1～14番 上池台 15番1～12号 嶺町 13～25号 嶺町 16～21番 上池台 3丁目 上池台 4丁目1～16番 嶺町 17番 上池台 18～23番 嶺町 24番 上池台 25番 上池台 5丁目1～12番 上池台 13番 久が原 14～16番 上池台 17番1～10号 上池台 11～20号 久が原 21～24号 上池台 18～21番 久が原	調布
南六郷	全域（1～3丁目）	六郷 蒲田
や		
矢口	全域（1～3丁目）	やぐち 蒲田
ゆ		
雪谷大塚町	1番 上池台 調布 2～23番 田園調布	調布
れ		
令和島	全域（1、2丁目）	入新井 大森

●問合せ先がわからないとき
高齢福祉課 ☎ 03-5744-1250
Fax 03-5744-1522



令和5年9月発行
大田区役所 高齢福祉課
☎5744-1250